

改定版(令和7年)								現行版(令和6年)								改定理由		
品質管理基準及び規格値(案)								品質管理基準及び規格値(案)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランパ試験	JIS A 1101	スランパ8cm以上18cm未満：許容差±1.5cm スランパ3cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランパ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスドコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランパ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランパ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水溜(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	必須	スランパ試験	JIS A 1101	スランパ8cm以上18cm未満：許容差±1.5cm スランパ3cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランパ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスドコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランパ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランパ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水溜(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		顕記修正	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき標準養生と現場養生の各6個(φ77×3個、φ28×3個)の計12個とする。 ・専断セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水溜(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは、1回につき標準養生と現場養生の各6個(φ77×3個、φ28×3個)の計12個とする。 ・専断セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水溜(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		顕記修正	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水溜(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスドコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭頭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面築工、樋門、樋管、水門、水溜(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		顕記修正	
6.既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管フルセメント杭の鋼管を含む)、コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○	6.既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管フルセメント杭の鋼管を含む)、コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○	適用範囲の明確化
6.既製杭工	施工	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管フルセメント杭の鋼管を含む))	JIS A 5525	【内周溶接部の目視】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×ε以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×ε以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×ε以下とする。			6.既製杭工	施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【内周溶接部の目視】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×ε以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×ε以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×ε以下とする。			適用範囲の明確化
6.既製杭工	施工	必須	鋼管杭(鋼管フルセメント杭の鋼管を含む)、コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接溶接探傷試験(溶剤除去性染色透過探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や職工熟練等から全数検査の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた検査とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			6.既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接溶接探傷試験(溶剤除去性染色透過探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。 原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や職工熟練等から全数検査の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた検査とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。				適用範囲の明確化

改定版(令和7年)							現行版(令和6年)							改定理由			
品質管理基準及び規格値(案)							品質管理基準及び規格値(案)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認		
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・土留杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・土留杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		適用範囲の明確化	
8 既製杭工	施工	その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		8 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		適用範囲の明確化	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一様に単柱では30本に1回、群柱では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一様に単柱では30本に1回、群柱では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		適用範囲の明確化	
8 既製杭工	施工	その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に関する根固め度及びくい間固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一様に単柱では30本に1回、群柱では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。ことが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ8×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/㎡	8 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に関する根固め度及びくい間固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一様に単柱では30本に1回、群柱では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。ことが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ8×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/㎡	適用範囲の明確化	
14 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験方法 規 範 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は、以下のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの		14 アスファルト舗装	プラント	必須	アスファルト量抽出程度分析試験	舗装調査・試験方法 規 範 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合は、以下のいずれかに該当するものを用いる。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの	誤記修正
30 覆工コンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷割し時または、工場出荷時に選別車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷割し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースの採取は、1回につき6個(φ7~3個、φ28~3個)とする。	・方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。		30 覆工コンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷割し時または、工場出荷時に選別車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷割し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは、1回につき6個(φ7~3個、φ28~3個)とする。	・方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	誤記修正
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.8 路上再生路盤用骨材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	基盤種類との整合		
34 路上表層再生工	施工	必須	かさばくし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000㎡ごと		34 路上表層再生工	施工	必須	かさばくし深さ	「舗装再生便覧」 目標値に準ずる。	-0.7cm以内	1,000㎡ごと	基盤種類との整合		